

## 会員規約の一部改定について

(改定日： 2026/2/15 )

### 1. 適用開始日

2026/2/15

### 2. 改定対象、改定内容

- ローズカード JCB 会員規約

第 12 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 20 条（ご利用代金明細書（請求書）、残高承認）、第 26 条（費用の負担）

- プラチナローズカード JCB 会員規約

第 12 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 20 条（ご利用代金明細書（請求書）、残高承認）、第 26 条（費用の負担）

- コーポりよてつ JCB カード会員規約

第 12 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 20 条（ご利用代金明細書（請求書）、残高承認）、第 26 条（費用の負担）

- いよてつカード Spica(すぴか) JCB 会員規約

第 12 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 20 条（ご利用代金明細書（請求書）、残高承認）、第 26 条（費用の負担）

- ローンカード会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 24 条（費用の負担）

- いよてつカード Spica (すぴか) 会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

- わいわいカード会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

## ・スペースイメージ会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

## ・ウフカード会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

## ・アトランティックカード会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

## ・1118カード会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

## ・HANA カード会員規約

第 11 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）、別表 2、別表 3、第 26 条（費用の負担）

## 3. 改定内容

（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）

改定前	改定後
<p>1. 本会員および本会員として申し込まれた方（以下「本会員等」といいます。）は、本会員等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等および当該本会員等の配偶者の個人情報（官報等</p>	<p>1. 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意本会員および本会員として申し込まれた方（以下「本会員等」といいます。）は、下記の事項に同意します。</p> <p>(1) 当社は、本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）およびこれと提携する信用情報機関</p>

において公開されている情報(株シー・アイ・シー除く)、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当社が当該個人情報を利用することに同意します。

- 本会員等は、本会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。

登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- 加盟信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要および登録される情報は【別表2】のとおりです。
- 提携信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は【別表3】のとおりです。
- 本会員等は、加盟信用情報機関および当該機関

(以下「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、本会員等に関する信用情報(7. (1)に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。

(2) 上記(1)の照会により、これら信用情報機関に本会員等および当該本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、契約者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

## 2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

本会員等は、下記の事項に同意します。

(1) 当社は、本会員等および当該本会員等の配偶者に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、加盟信用情報期間に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、7.に記載のとおり利用されます。

提供先	株式会社シー・アイ・シー
当社が提供する信用情報	
本契約の申込に係る事実(本人を特定するための情報および申込の事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間

(2) 上記(1)により、当社が提供する信用情報は【別表2】のとおりです。

## 3. 加盟信用情報機関の名称等

加盟信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は【別表2】のとおりです。

## 4. 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は【別表3】のとおりです。

## 5. 本会員等は、加盟信用情報機関および当該

の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。
7. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意  
本会員等は、加盟信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。
- (1) 信用情報機関が保有する信用情報  
信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
- ①第12条2項(1)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報  
②信用情報機関が収集した①以外の情報  
③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
- (2) 信用情報機関による信用情報の利用  
加盟信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
- ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実

<p><b>【別表2 加盟信用情報機関】</b></p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階</p> <p>電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス：<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。</p> <p>登録情報：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。</p> <p><b>【別表3 提携信用情報機関】</b></p> <p>(1) 名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業</p>	<p><b>施するための処理</b></p> <p>②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供</p> <p>加盟信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。</p> <p><b>【別表2 加盟信用情報機関】</b></p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階</p> <p>電話番号：フリーダイヤル 0570-666-414</p> <p>ホームページアドレス：<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」について、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>登録情報：契約者および当該契約者の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。</p> <p>申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数、等）。</p> <p>支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。</p> <p><b>【別表3 提携信用情報機関】</b></p> <p>(1) 名称：株式会社 日本信用情報機構（貸</p>
---	---

<p>法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号</p> <p>住友不動産上野ビル5号館</p> <p>電話番号：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。</p> <p>(2)名称:全国銀行個人信用情報センター所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話番号：03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス： <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください</p>	<p>金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>所在地：〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4階</p> <p>電話番号：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。</p> <p>(2)名称:全国銀行個人信用情報センター</p> <p>所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話番号：03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス： <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。</p>
--	---

## (ご利用代金明細書（請求書）、残高承認)

改定前	改定後
<p>1. 当社は、本会員に対しカード利用によるカードショッピングの利用代金および手数料(支払総額)（以下「カードショッピングの分割支払金」といいます。）、またはキャッシングサービスの融資金および利息（以下「キャッシングサービスの分割支払金」といいます。）を請求するときは、あらかじめカードご利用代金明細書(請求書)を本会員の届出住所宛に送付します。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。また年会</p>	<p>1. 当社は、当社の「WEBサービス」の登録を行った本会員に対し、支払期日に先立ち、カード利用によるカードショッピングの利用代金及び手数料(支払総額)（以下「カードショッピングの分割支払金」といいます。）、またはキャッシングサービスの融資金および利息（以下「キャッシングサービスの分割支払金」といいます。）等の支払期日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスの利用明細その他関連事項を、WEB利用明細として当社WEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法によって提供します。この場合、当社は、法令等により電磁的な方法によることが認められない場</p>

<p>費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書を発行しないことがあります。</p>	<p>合併びに当社が公表する事由に該当する場合を除き、カードご利用代金明細書の送付を行わないものとします。また、当社は、本人会員に対して WEB 利用明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。</p> <p>2. 当社は、本会員が「WEB サービス」に登録していない場合には、前項に代えて、カードご利用代金明細書(請求書)を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。但し、年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書を発行しないことがあります。</p> <p>当社が本会員にカードご利用代金明細書を送付した場合、本会員は当社に対しカードご利用代金明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> <p>3. 当社が本会員に対して第 1 項に基づき WEB サービスにて明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由</p>
--	--

<p>2. 本会員が 1 項のカードご利用代金明細書（電子メールの送信その他の電磁的な方法により 1 項のカードご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には本会員がこれを受信したときとします。）を受け取った後、1 週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</p>	<p>があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。</p> <p>4. 本会員が 2 項のカードご利用代金明細書（電子メールの送信その他の電磁的な方法により 1 項のカードご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には本会員がこれを受信したときとします。）を受け取った後、1 週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</p>
---	--

## (費用の負担)

改定前	改定後
<p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、退会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>2. 会員は、当社および当社の提携する金融機関等の現金自動貸出機等（CD・ATM）でキャッシングサービスを利用した場合、およびキャッシングサービスまたはカードショッピングの分割支払金の返済をした場合、当社所定の ATM 手数料を負担するものとします（ATM 手数料は、ご利用 1 回あたりの利用金額・返済金額が 1 万円以下の場合は 110 円（消費税込）、利用金額・返済金額が 1 万円を超える場合は 220 円（消費税込）とします。）。</p> <p>3. 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による分割支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。</p>	<p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、退会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>2. 会員は、当社および当社の提携する金融機関等の現金自動貸出機等（CD・ATM）でキャッシングサービスを利用した場合、およびキャッシングサービスまたはカードショッピングの分割支払金の返済をした場合、当社所定の ATM 手数料を負担するものとします（ATM 手数料は、ご利用 1 回あたりの利用金額・返済金額が 1 万円以下の場合は 110 円（消費税込）、利用金額・返済金額が 1 万円を超える場合は 220 円（消費税込）とします。）。</p> <p>3. 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による分割支払金等を支払うとき</p>

<p>4. 会員は、第22条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（消費税込）を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、カード利用による分割支払金等の支払遅延等により、会員の希望により当社が訪問したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（消費税込）を負担するものとします。</p> <p>6. 当社が会員に発行する書面の再発行の際、当社所定の再発行手数料は会員の負担とします。</p> <p>7. 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、または当該増額を負担するものとします。</p>	<p>は、会員は送金手数料を負担するものとします。</p> <p>4. 会員は、第22条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（消費税込）を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、カード利用による分割支払金等の支払遅延等により、会員の希望により当社が訪問したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（消費税込）を負担するものとします。</p> <p>6. 当社が会員に発行する書面の再発行の際、当社所定の再発行手数料は会員の負担とします。</p> <p>7. 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、または当該増額を負担するものとします。</p> <p>8. 会員は、当社が会員の求めに応じて発行する各種証明書の作成・交付、取引履歴の開示（キャッシングサービス利用分を除きます。また、会員の代理人からの請求等により事務が生じた場合においても同様に適用されるものとします。）、その他当社が会員のために提供する事務手続きに要する費用（以下「諸費用」といいます）を負担するものとします。諸費用の具体的な項目および金額については、当社のウェブサイト等において公表するものとします。</p>
---	--